

令和4年1月17日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、6週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：富士建設工業株式会社
業者 の 住 所：福岡県柳川市東蒲池296-1

2. 指名停止措置期間：令和4年1月17日～令和4年2月27日
(6週間)

3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、富士建設工業株式会社が、平成30年10月ごろ、福岡県柳川市において施工した民間工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体制台帳等を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年12月10日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる富士建設工業株式会社が福岡県知事より営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第13号（下記参照）に該当する。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<措置要領別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）

代表：092-471-6331

総務部契約課長

伊東 裕倫（内線 2511）

（契約課直通：TEL 092-476-3509）

港湾空港関係

総務部契約管理官

山村 裕未（内線 290）

（経理調達課直通：TEL 092-418-3345）